

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 総合支援資金(特例)(延長)に関するご案内

総合支援資金(特例)(延長)

- 貸付上限 2人以上世帯 月額20万円
単身世帯 月額15万円
- 貸付期間 原則3ヶ月以内
- 据置期間 1年以内
- 返済期限 10年以内(120回以内)
- 連帯保証人 不要
- 利子 無利子

1. 対象者

①令和3年3月末までに、総合支援資金(特例)の初回申請を行った世帯

②初回の原則貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により、生計に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

③生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関による支援を受けること

※自立相談支援機関とは大分市社会福祉協議会内にある「大分市自立生活支援センター」のことです。延長の貸付は、自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を「状況確認シート」をもとに受けることにより、原則3ヶ月までとする貸付をご利用できる場合があります。(郵送受理後、ご希望に応じて聞き取り等を行うことがあります。)

(貸付が出来ない世帯)

- ・生活保護受給中の世帯
- ・他都道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯 等

2. 申込み先 ※申込みは「郵送」のみとなります。

大分市社会福祉協議会(J:COM ホルトホール大分4階)

※居住地の市区町村社協が窓口となるため、大分市に住民票がある方が対象となります。

3. 申請期間

令和2年7月1日～令和3年6月30日

※令和3年6月30日消印有効

4. 郵送に必要な書類等

(裏面に続く)

	郵送 申込	必要書類等	説明
①	○	振込先口座の確認書類のコピー	金融機関名、口座番号、口座名義人が分かる通帳またはキャッシュカード
②	○	借入申込書(延長) 借用書(延長) 状況確認シート	大分市社会福祉協議会ホームページからダウンロードしてください。

※申請書類に不備がある場合は、再度のご送付をお願いする等により時間を要することとなりますので、ご留意賜りますようお願いいたします。

※申請書類はご自分でコピーを取り、保管をいただきますようお願いいたします。

※下記の書類には、必ず借入申込者ご本人の署名と捺印が必要です。

- ・借入申込書(延長)
- ・借用書(延長)
- ・状況確認シート(署名のみ)

5. 申込み方法

「4. 郵送に必要な書類等」の①～②を、以下の送付先に郵送してください。

送付先

〒870-0839

大分市金池南 1-5-1 J:COM ホルトホール大分 4 階

大分市社会福祉協議会 生活支援課 宛

※郵送に用いる封筒及び所定の金額の切手はご自身でご用意ください。

切手代不足の場合、受け取りができかねますのでご確認のうえ、郵送ください。

6. 貸付金の送金について

- ・郵送の受理から交付まで 4 日間程度(土日祝除く)を要します。
- ・ご指定の金融機関口座にお振込みいたします。

7. ご返済について

- ・最長 1 年間の据え置き期間の後に、口座引落又は銀行振込にて、毎月ご返済頂きます。

お問い合わせ先

大分市社会福祉協議会 097-547-9562

